

評価分野別施策実施状況一覧表

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農業									動物用医薬品			化学物質・汚染物質			微生物・ウイルス	プリオン	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品			肥料・飼料等	計	
		合計	残留基準関係								合計	残留基準		合計	清涼飲料水関係(a)	その他(b)					合計	特定保健用食品(a)	その他(b)			
			ポジティブリスト関係(a)	新規登録、適用拡大等(b)	農作物以外への残留基準設定(c)	清涼飲料水関係(d)	a+b	a+c	b+c	a+b+c		ポジティブリスト関係(a)	その他(b)													薬事法関係(c)
リスク管理措置を講じたもの(A)	11 (11)	29 (29)	2 (2)	8 (8)	5 (5)		5 (5)	5 (5)	2 (2)	2 (2)	7 (5)	3 (3)	1 (0)	3 (2)	2 (1)		2 (1)		2 (0)		15 (0)	3 (3)	3 (3)		1 (1)	70 (50)
一部措置済み(A')											1 (1)			1 (1)				2 (2)								3 (3)
審議会等から答申(B)	6 (1)	24 (22)	5 (5)	8 (7)	0 (0)		7 (7)	3 (3)	1 (0)		5 (4)	5 (4)														35 (27)
消費者庁との協議を終了(C)	1 (1)	17 (9)	8 (7)	7 (1)	0 (0)		0 (0)	1 (1)	1 (0)		2 (2)	2 (2)													1 (1)	21 (13)
消費者庁と協議中(D)		4 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (0)		1 (0)																			4 (1)
審議会等において審議中(E)	1 (1)	1 (1)	1 (1)								3 (2)	3 (2)			28 (28)	28 (28)			1 (1)						1 (0)	35 (33)
審議会等の準備中(F)	1 (1)	18 (11)	14 (10)	1 (0)			1 (1)	2 (0)			9 (5)	9 (5)														28 (17)
その他(G)		22 (19)	2 (1)			20 (18)					7 (6)			7 (6)							1 (1)	1 (1)	1 (1)			31 (26)
計	20 (15)	115 (92)	33 (27)	25 (16)	6 (5)	20 (18)	14 (12)	11 (9)	4 (2)	2 (2)	34 (25)	22 (16)	1 (0)	11 (9)	30 (29)	28 (28)	2 (1)	2 (2)	2 (0)	1 (1)	16 (1)	4 (4)	4 (4)		3 (2)	227 (171)

(平成22年9月30日現在)

注:カッコ内は、前回調査からの継続案件の数

食品添加物に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	ADI	評価結果概要等	※	リスク管理機関における対応状況
添加物		2-エチル-5-メチルピラジン	香料	厚生労働省	2009/3/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/10/8		特定用途ならば安全性に懸念ない	B	
添加物		イソペンチルアミン	香料	厚生労働省	2009/8/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/11/12		特定用途ならば安全性に懸念ない	B	
添加物		ケイ酸マグネシウム	固結防止剤、ろ過助剤並びにカプセル剤、錠剤等の形状の食品の製造用剤	厚生労働省	2005/8/15	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/1/21	○	0.3mg/kg体重/日	B	
添加物		ブチルアミン	香料	厚生労働省	2009/9/10	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/3/4		特定用途ならば安全性に懸念ない	B	
添加物		フェネチルアミン	香料	厚生労働省	2009/11/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2010/3/18		特定用途ならば安全性に懸念ない	B	
添加物	○	プロピオンアルデヒド	香料	厚生労働省	2008/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/4/2		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	6-メチルキノリン	香料	厚生労働省	2008/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/5/21		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	フルジオキシニル	防かび剤	厚生労働省	2008/11/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/7/21	○	0.33mg/kg体重/日	C	
添加物	○	3-メチル-2-ブタノール	香料	厚生労働省	2009/3/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/7/23		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤及び殺菌料	厚生労働省	2009/4/13	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/7/23	○	0.029mg/kg体重/日	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	香料	厚生労働省	2009/3/12	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/8/27		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	ソルビン酸カルシウム	保存料	厚生労働省	2007/3/19	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/11/20	○	25mg/kg体重/日	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	2-エチルピラジン	香料	厚生労働省	2008/5/22	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/11/27		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	2-メチルピラジン	香料	厚生労働省	2008/5/22	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/11/27		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	2-ペンタノール	香料	厚生労働省	2008/10/14	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/1/22		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	2-メチルブチルアルデヒド	香料	厚生労働省	2008/10/14	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2009/1/22		特定用途ならば安全性に懸念ない	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	亜塩素酸水	製造用剤(殺菌料)	厚生労働省	2006/8/14	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/3/13	○	0.029mg/kg体重/日	F	臭素酸の混入の実態について調査中
添加物	○	ステアロイル乳酸ナトリウム	乳化剤	厚生労働省	2007/2/6	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/7/10	○	20mg/kg体重/日	A	添加物指定、規格基準設定
添加物	○	L-グルタミン酸アンモニウム	調味料	厚生労働省	2006/5/22	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2008/3/13		特定用途ならば安全性に懸念ない	B	
添加物	○	次亜塩素酸水	殺菌料	厚生労働省	2005/1/31	食品安全基本法第24条第1項第1号	添加物指定規格基準設定	2007/1/25		特定用途ならば安全性に懸念ない	E	臭素酸の混入の実態について調査中

※ 1ページ目の一覧表の左端の進捗状況の分類に対応。以下のシートも同様。

農薬に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
農薬		キザロホップエチル	除草剤	厚生労働省	2007/3/5 2007/8/6	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/22	○	0.009 mg/kg 体重/日	G	再評価依頼予定	暫定基準あり
農薬		トリネキサバクエチル	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/6/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/22	○	0.0059 mg/kg 体重/日	F		暫定基準あり
農薬		ベントキサゾン	除草剤	厚生労働省	2006/5/23	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2009/10/22	○	0.23 mg/kg 体重/日	B		
農薬		クロルフェナピル	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/11/5	○	0.026mg/kg体重/日	C		
農薬		エトフェンプロックス	殺虫剤	厚生労働省	2009/2/17	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2009/11/19	○	0.031mg/kg体重/日	D		
農薬		チジアズロン	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/12/3	○	0.039mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農薬		メプロニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25 2008/4/1	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/12/17	○	0.05mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農薬		1-メチルシクロプロペン	植物成長調整剤	厚生労働省	2005/8/23	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/12/17		ADIは設定できないが、適切に使用される限り影響は少ないと考えられる。	B		
農薬		塩酸ホルメタネート	殺虫/殺ダニ剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/1/7	○	0.001mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農薬		メキシフェンジド	殺虫剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/7	○	0.098mg/kg体重/日	C		
農薬		シエノピラフェン	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2009/8/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/14	○	0.05mg/kg体重/日	C		
農薬		シフルメトフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/21	○	0.092mg/kg体重/日	C		
農薬		アゾキシストロビン	殺菌剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/1/28	○	0.18mg/kg体重/日	C		
農薬		プロピリスルフロン	除草剤	厚生労働省	2009/6/8	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2010/1/28	○	0.011mg/kg体重/日	C		
農薬		グルホシネート	除草剤	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項	a+b	2010/2/25	○	0.0091mg/kg体重/日	D		暫定基準あり
農薬		スピネトラム	殺虫剤	厚生労働省	2009/8/4	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/2/25	○	0.024mg/kg体重/日	C		
農薬		メミノストロビン	殺菌剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項	a+c	2010/3/4	○	0.016mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農薬		シアゾファミド	殺菌剤	厚生労働省	2009/10/27	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/3/18	○	0.17mg/kg体重/日	D		
農薬		ピリダリル	殺虫剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2010/3/18	○	0.028mg/kg体重/日	F		
農薬		エトプロホス	殺虫剤	厚生労働省	2008/7/8	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/25	○	0.00025mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
農薬		オキシフルオルフェン	除草剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/25	○	0.024mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農薬		エトフェンプロックス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/11/19	○	0.031mg/kg体重/日	G		
農薬		メプロニル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/12/17	○	0.05mg/kg体重/日	G		
農薬	○	バクトロブトラゾール	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/12/4	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/4/2	○	0.02mg/kg体重/日	C		暫定基準あり

※ 1ページ目の一覧表の「農薬」の欄の分類に対応

農薬に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
農薬	○	ミルベメクテン	殺虫剤	厚生労働省	2005/11/8 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/4/2	○	0.03mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	アジムスルフロン	除草剤	厚生労働省	2007/4/9	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/4/9	○	0.095mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	シフルフェナミド	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/4/16	○	0.041mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	プロスルホカルブ	除草剤	厚生労働省	2007/8/21	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/4/16	○	0.019mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.4%-1.4%
農薬	○	イプロベンホス	殺菌剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/4/23	○	0.035mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	イソチアニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/10/7	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/4/30	○	0.028mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:2.7%-6.6%
農薬	○	エスプロカルブ	除草剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/5/14	○	0.01mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:4.9%-9.3%
農薬	○	スピロテトラマト	殺虫剤	厚生労働省	2008/8/18	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/5/14	○	0.12mg/kg体重/日	B	
農薬	○	クロランスラムメチル	除草剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/21	○	0.05mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
農薬	○	ミクロブタニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/3/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/21	○	0.024mg/kg体重/	F	暫定基準あり
農薬	○	アジンホスメチル	殺虫剤	厚生労働省	2008/9/9	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/5/28	○	0.0014mg/kg体重/日	D	暫定基準あり
農薬	○	ジメテナミド	除草剤	厚生労働省	2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/6/11	○	0.038mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.4%-1.0%
農薬	○	スピロメシフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/6/25	○	0.022mg/kg体重/日	B	
農薬	○	ビフェントリン	殺虫剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/6/25	○	0.01mg/kg体重/日	C	
農薬	○	プロバモカルブ塩酸塩、プロバモカルブ	殺菌剤	厚生労働省	2005/10/21 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/9	○	0.29mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	メチオカルブ	殺虫剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/9	○	0.024mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
農薬	○	フルジオキシニル	殺菌剤	厚生労働省	2007/6/25	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/16	○	0.33mg/kg体重/日	C	暫定基準あり
農薬	○	フルシラゾール	殺菌剤	厚生労働省	2007/8/6	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/16	○	0.0014mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	クロメプロップ	除草剤	厚生労働省	2007/3/5 2008/10/7	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/7/23	○	0.0062mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	プロチオコナゾール	殺菌剤	厚生労働省	2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/7/23	○	0.011mg/kg体重/日	B	
農薬	○	ピリフルキナゾン	殺虫剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/7/30	○	0.005mg/kg体重/日	B	
農薬	○	メトラクロール	除草剤	厚生労働省	2008/6/17	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/7/30	○	0.097mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	ピリミスルフアン	除草剤	厚生労働省	2007/10/30	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/8/27	○	0.35mg/kg体重/日	B	

※ 1ページ目の一覧表の「農薬」の欄の分類に対応

農薬に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
農薬	○	ベンダイオカルブ	殺虫剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/8/27	○	0.0035mg/kg体重/日	G	暫定基準あり
農薬	○	ピリプロキシフェン	殺虫剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/9/3	○	0.1mg/kg体重/日	B	
農薬	○	アミスルプロム	殺菌剤	厚生労働省	2009/1/20	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/9/10	○	0.1mg/kg体重/日	B	
農薬	○	メトラクロール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/7/30	○	0.097mg/kg体重/日	G	
農薬	○	クロフェンセット	植物成長調整剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/2	○	0.05mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	フルフェンピルエチル	除草剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/2	○	0.39mg/kg体重/日	C	暫定基準あり
農薬	○	プレチラクロール	除草剤	厚生労働省	2007/9/25	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2008/10/9	○	0.018mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:3.2%-5.5%
農薬	○	フルアクリピリム	殺虫剤(殺ダニ剤)	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/10/16	○	0.059mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	ペンシクロン	殺菌剤	厚生労働省	2007/9/13	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b+c	2008/10/16	○	0.053mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:6.5%-13.4%
農薬	○	フェリムゾン	殺菌剤	厚生労働省	2008/2/5	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2008/11/13	○	0.019mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:17.7%-39.7%
農薬	○	EPN	殺虫剤	厚生労働省	2008/2/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2008/11/27	○	0.0014mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:43.0%-73.9%
農薬	○	フェノキサニル	殺菌剤	厚生労働省	2008/2/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2008/11/27	○	0.007mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:16.1%-35.3%
農薬	○	フェントラザミド	除草剤	厚生労働省	2008/2/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2008/12/4	○	0.0052mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.9%-3.9%
農薬	○	ジクロスラム	除草剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/11	○	0.05mg/kg体重/日	C	暫定基準あり
農薬	○	ヘキサジノン	除草剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/11	○	0.049mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
農薬	○	ジクロシメット	殺菌剤	厚生労働省	2008/1/11	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2008/12/18	○	0.005mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:26.1%-63.5%
農薬	○	メフェンピルジエチル	薬害軽減剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.028mg/kg体重/日	F	暫定基準あり
農薬	○	クロルエトキシホス	殺虫剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/1/8	○	0.00063mg/kg体重/日	C	暫定基準あり
農薬	○	プロファミ	除草剤及び植物成長調整剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/1/8		ADIは設定できない。	A	不検出
農薬	○	トリブホス	植物成長調整剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/1/15	○	0.002mg/kg体重/日	C	暫定基準あり
農薬	○	ルフエヌロン	殺虫剤	厚生労働省	2005/7/25 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/1/22	○	0.014mg/kg体重/日	B	暫定基準あり
農薬	○	ノバルロン	殺虫剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/2/5	○	0.011mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:22.4%-65.5%
農薬	○	メタアルデヒド	殺虫剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	b+c	2009/2/5	○	0.022mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:6.6%-15.4%
農薬	○	ブタミホス	除草剤	厚生労働省	2008/3/25 2008/4/1	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2009/2/12	○	0.008mg/kg体重/日	B	暫定基準あり

※ 1ページ目の一覧表の「農薬」の欄の分類に対応

農業に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等	
農業	○	メタラキシル及びメフェノキサム	殺菌剤	厚生労働省	2007/5/22	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/3/5	○	0.022mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:27.0%-64.4%	暫定基準あり
農業	○	シメコナゾール	殺菌剤	厚生労働省	2008/10/7	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/3/12	○	0.0085mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:22.1%-51.1%	
農業	○	トリフルスフロンメチル	除草剤	厚生労働省	2008/3/3	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/19	○	0.024mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農業	○	ピラクロストロピン	殺菌剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/3/19	○	0.034mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:16.7%-49.3%	
農業	○	ボスカリド	殺菌剤	厚生労働省	2008/12/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/3/19	○	0.044mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:28.8%-73.3%	
農業	○	プリミスルフロンメチル	除草剤	厚生労働省	2007/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/26	○	0.1mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農業	○	メソトリオン	除草剤	厚生労働省	2007/4/9	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2009/3/26	○	0.003mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:0.9%-2.4%	暫定基準あり
農業	○	レピメクテン	殺虫剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/3/26	○	0.02mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.9%-5.6%	
農業	○	プレチラクロール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/10/9	○	0.018mg/kg体重/日	G		
農業	○	ペンシクロン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/10/16	○	0.053mg/kg体重/日	G		
農業	○	EPN(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/11/27	○	0.0014mg/kg体重/日	G		
農業	○	ブタミホス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/2/12	○	0.008mg/kg体重/日	G		
農業	○	メタラキシル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2009/3/5	○	0.022mg/kg体重/日	G		
農業	○	インドキサカルブ	殺虫剤	厚生労働省	2005/11/8 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2008/4/3	○	0.0052mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:33.5%-74.9%	暫定基準あり
農業	○	メタミドホス	殺虫剤・ダニ駆除剤	厚生労働省	2008/2/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/5/1	○	0.0006mg/kg体重/日	E		暫定基準あり
農業	○	ブプロフェジン	殺虫剤	厚生労働省	2007/8/21	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2008/5/15	○	0.009mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:34.6%-67.0%	暫定基準あり
農業	○	トリフロキシストロピン	殺菌剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2008/8/1	○	0.05mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:19.5%-55.9%	暫定基準あり
農業	○	オキサジクロメホン	除草剤	厚生労働省	2007/3/5 2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2008/8/21	○	0.0091mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:1.9%-4.3%	暫定基準あり
農業	○	ゾキサミド	殺菌剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/8/21	○	0.48mg/kg体重/日	F		暫定基準あり
農業	○	チアゾビル	除草剤	厚生労働省	2007/6/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/8/29	○	0.0072mg/kg体重/日	C		暫定基準あり
農業	○	アセタミプリド	殺虫剤	厚生労働省	2008/2/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/8/29	○	0.071mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:18.0%-42.3%	暫定基準あり
農業	○	トリルフルアニド	殺菌剤	厚生労働省	2007/6/5 2008/6/2	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2008/9/4	○	0.036mg/kg体重/日	B		暫定基準あり
農業	○	プロボキシカルバゾン	除草剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/9/4	○	0.43mg/kg体重/日	C		暫定基準あり

※ 1ページ目の一覧表の「農業」の欄の分類に対応

農薬に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
農薬	○	ピリプチカルブ	除草剤	厚生労働省	2007/8/6	食品安全基本法第24条第1項第1号	c	2008/9/11	○	0.0088mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:8.5%-14.4%
農薬	○	オキサジアゾン	除草剤	厚生労働省	2008/1/11	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2008/9/25	○	0.0036mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:29.6%-48.6%
農薬	○	カルボキシシン	殺菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/9/25	○	0.008mg/kg体重/日	F	
農薬	○	ハロスルフロンメチル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/5/15	○	0.1mg/kg体重/日	G	
農薬	○	ブプロフェジン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/5/15	○	0.009mg/kg体重/日	G	
農薬	○	ピリプチカルブ(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/9/11	○	0.0088mg/kg体重/日	G	
農薬	○	テブフェンジド	殺虫剤	厚生労働省	2007/3/5 2007/8/6	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+c	2007/11/8	○	0.016mg/kg体重/日	A	EDI/ADI比:30.3%-64.7%
農薬	○	イミペンコナゾール	殺菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/12/20	○	0.0098mg/kg体重/日	B	
農薬	○	ダイムロン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/11/8	○	0.3mg/kg体重/日	G	
農薬	○	カルプロバミド(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/12/13	○	0.014mg/kg体重/日	G	
農薬	○	フルトラニル(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/12/20	○	0.087mg/kg体重/日	G	
農薬	○	エスプロカルブ(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/1/17	○	0.01mg/kg体重/日	G	
農薬	○	カフェンストール(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/2/21	○	0.003mg/kg体重/日	G	
農薬	○	メフェナセット(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2008/3/13	○	0.007mg/kg体重/日	G	
農薬	○	イミダクロプリド	殺虫剤	厚生労働省	2006/9/4 2007/2/23	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b+c	2007/6/14	○	0.057mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:23.5%-60.3%
農薬	○	フルリドン	除草剤	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/8/23	○	0.076mg/kg体重/日	F	
農薬	○	ピリプロキシフェン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/8/2	○	0.1mg/kg体重/日	G	
農薬	○	クロルピリホス	殺虫剤	厚生労働省	2004/10/29 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a+b	2007/3/22	○	0.001mg/kg体重/日	F	
農薬	○	クロルピリホス(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2007/3/22	○	0.001mg/kg体重/日	G	
農薬	○	アゾキシストロピン(清涼飲料水)		厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	d	2006/12/21	○	0.18mg/kg体重/日	G	

※ 1ページ目の一覧表の「農薬」の欄の分類に対応

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
動物用医薬品		オラキンドックス	抗菌剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1		ADIを設定することは適当でない。	E	暫定基準有り
動物用医薬品		ケトプロフェン	抗炎症薬	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1	○	0.001mg/kg体重/日	B	暫定基準有り
動物用医薬品		ピペラジン	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/10/1	○	0.25mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品		ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病1型)凍結生ワクチン	鶏のマレック病及びニューカッスル病の予防	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第1項第1号	b	2009/12/3		無視できるものと考えられる。	A	残留基準なし(一律基準)
動物用医薬品		ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミュンN)	鶏のマレック病及びニューカッスル病の予防	農林水産省	2009/7/3	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(製造承認)	2009/12/3		無視できるものと考えられる。	A	製造販売を承認
動物用医薬品		フルベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2009/3/24	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/1/14	○	0.012mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品		セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)	牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び牛の趾間フレグモーネ(趾間ふらん)	農林水産省	2010/2/1	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2010/2/18		無視できるものと考えられる。	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品		メベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/4	○	0.0025mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品		レバミゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2010/3/18	○	0.006mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品	○	クレンプテロール	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤	厚生労働省	2006/10/16 2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/6/18	○	0.004 μg/kg体重/日	E	暫定基準有り
動物用医薬品	○	カルプロフェン	消炎剤	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/6/25	○	0.01mg/kg体重/日	E	暫定基準有り
動物用医薬品	○	カラゾール	β遮断薬	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/7/30	○	0.1 μg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品	○	イミドカルブ	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/3/19	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.005mg/kg体重/日	B	暫定基準有り
動物用医薬品	○	セフキノム	抗菌剤	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/12/18	○	0.0014mg/kg体重/日	B	暫定基準有り
動物用医薬品	○	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	牛の肺炎	農林水産省	2008/1/11	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2008/12/18		無視できるものと考えられる。	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品	○	ラフォキサニド	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/2/19	○	0.4 μg/kg体重/日	B	暫定基準有り
動物用医薬品	○	オキシベンダゾール	寄生虫駆除剤	厚生労働省	2007/7/13	食品安全基本法第24条第2項	a	2009/3/5	○	0.03mg/kg体重/日	C	暫定基準有り
動物用医薬品	○	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	牛の泌乳期の乳房炎	農林水産省	2008/2/12	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2008/5/8		無視できるものと考えられる。	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品	○	リファキシミン	抗菌剤	厚生労働省	2007/5/22	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/6/5	○	0.00045mg/kg体重/日	A	残留基準なし(一律基準)
動物用医薬品	○	チアンフェニコール	合成抗菌剤	厚生労働省	2005/9/13 2006/7/18	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a	2007/10/4	○	0.005mg/kg体重/日	F	暫定基準有り

※ 1ページ目の一覧表の「動物用医薬品」の欄の分類に対応。

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
動物用医薬品	○	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2007/10/4	○	0.005mg/kg体重/日	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品	○	セフォペラゾン	乳牛における臨床型乳房炎の治療	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/12/20	○	0.0013mg/kg体重/日	A	TMDI/ADI比:10.1%-48.0%
動物用医薬品	○	コリスチン	抗菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/1/24	○	0.004mg/kg体重/日	C	暫定基準有り
動物用医薬品	○	プロチゾラム	動物の食欲不振	厚生労働省	2006/10/16	食品安全基本法第24条第2項	a	2008/3/13	○	0.013 μg/kg体重/日	B	暫定基準有り
動物用医薬品	○	フロルフェニコール	合成抗菌剤	厚生労働省	2005/9/13 2006/7/18 2007/1/12	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項	a	2007/8/30	○	0.01mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品	○	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	牛の細菌性肺炎の治療	農林水産省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(輸入承認)	2007/8/30	○	0.01mg/kg体重/日	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品	○	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療	農林水産省	2006/11/6	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(輸入承認)	2007/8/9	○	0.0032mg/kg体重/日	A	製造販売を承認
動物用医薬品	○	カナマイシン	抗生物質	厚生労働省	2006/12/18	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/5/31	○	0.008mg/kg体重/日	F	暫定基準有り
動物用医薬品	○	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療	農林水産省	2005/4/11	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2007/1/18		ADIを見直す必要性はない	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応
動物用医薬品	○	バロモマイシン	抗生物質	厚生労働省	2007/1/12	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/5/31	○	0.025mg/kg体重/日	A	残留基準なし(一律基準)
動物用医薬品	○	ベンジルペニシリン	抗生物質	厚生労働省	2007/2/5	食品安全基本法第24条第2項	a	2007/5/31		評価を変更する必要はない	F	暫定基準有り
動物用医薬品	○	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	製造用原体(バイトリル原体)、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症(バイトリル10%液)、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症(バイトリル2.5%HV)、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2006/5/18	○	0.002mg/kg体重/日	A'	安全性を再確認。鶏に係る薬剤耐性菌の影響については、別途検討。
動物用医薬品	○	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2005/11/24	○	0.005mg/kg体重/日	G	薬剤耐性菌の評価を踏まえ対応

※ 1ページ目の一覧表の「動物用医薬品」の欄の分類に対応。

動物用医薬品に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
動物用医薬品	○	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ペテキノン可溶散25%)	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療	農林水産省	2004/10/29	食品安全基本法第24条第1項第8号	c(再審査)	2005/7/14	○	0.0013mg/kg体重/日	A	安全性を再確認。

※ 1ページ目の一覧表の「動物用医薬品」の欄の分類に対応。

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	TDI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
汚染物質		カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について	厚生労働省	2009/10/9	食品安全基本法第24条第1項第7号	b(水道水)	2009/10/15		人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当	A 水質基準値を0.003mg/Lに改正
汚染物質	○	米のカドミウムの成分規格改正について	厚生労働省	2009/2/9	食品安全基本法第24条第1項第1号	b(食品の規格)	2009/8/20	○	7μg/kg体重/週	A コメの成分規格を「玄米及び精米中にCdとして0.4ppmを超えて含有するものであってはならない」とし
汚染物質	○	クロロホルム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	12.9μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	6.1μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	21.4μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	ブロモホルム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20	○	17.9μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	総トリハロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2009/8/20		総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。	E
汚染物質	○	ベンゼン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を18μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 2.5×10^{-2} /(mg/kg体重/日)	E
汚染物質	○	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 6.3×10^{-2} /(mg/kg体重/日)	E
汚染物質	○	臭素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を11μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 2.8×10^{-2} /(mg/kg体重/日)とする。	E
汚染物質	○	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 8.3×10^{-2} /(mg/kg体重/日)	E
汚染物質	○	ジクロロメタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	6μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	14μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	トルエン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/11/6	○	149μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	銅(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	9mg/ヒト(成人)/日	E
汚染物質	○	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	15μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	143μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	600μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	1,1,2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/4/17	○	3.9μg/kg体重/日	E
汚染物質	○	亜塩素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/6/19	○	29μg/体重/日	E
汚染物質	○	二酸化塩素(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/6/19	○	29μg/体重/日	E
汚染物質	○	カドミウム(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2008/9/25	○	7μg/体重/週	E
汚染物質	○	四塩化炭素(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○	0.71μg/kg体重/日	E

※ 1ページ目の一覧表の「化学物質・汚染物質」の欄の分類に対応。

化学物質・汚染物質に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	TDI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
汚染物質	○	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 16 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 46 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 17 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	塩素酸(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 30 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 2.7 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	抱水クロラール(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 4.5 μg/kg体重/日	E	
汚染物質	○	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	厚生労働省	2003/7/1	食品安全基本法第24条第1項第1号	a	2007/3/15	○ 136 μg/kg体重/日	E	

※ 1ページ目の一覧表の「化学物質・汚染物質」の欄の分類に対応。

微生物・ウイルスに関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知日	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	
微生物・ウイルス	○	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	自ら評価 厚労省に通知	-	食品安全基本法第23条第1項第2号	自ら評価	2009/6/25	対策の組み合わせによるリスク低減効果等	A'	
微生物・ウイルス	○	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	自ら評価 農水省に通知	-	食品安全基本法第23条第1項第2号	自ら評価	2009/6/25	対策の組み合わせによるリスク低減効果等	A'	

プリオンに関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知日	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	
プリオン		我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価	自ら評価 厚労省に通知	-	食品安全基本法第23条第1項第2号	自ら評価	2010/2/25	オーストラリア等8カ国について、輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できる。	A	
プリオン		我が国に輸入される牛肉及び牛内蔵に係る食品健康影響評価	自ら評価 農水省に通知	-	食品安全基本法第23条第1項第2号	自ら評価	2010/2/25	オーストラリア等8カ国について、輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できる。	A	

かび毒・自然毒に関する施策の実施状況

平成22年9月30日

評価品目の分類	継続	物質名等	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
かび毒	○	食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について	厚生労働省	2008/9/3	食品安全基本法第24条第1項第1号	食品の規格基準設定	2009./3/19	TDI設定は困難。総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討することが望ましい。	E 総アフラトキシンの基準を設ける方針を決定。

遺伝子組換え食品等に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ25系統を掛け合わせた品種	食用	厚生労働省	2009/7/28	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2009/10/1	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統	食用	厚生労働省	2009/1/9	食品安全基本法第24条第1項第14号		2009/10/22	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		GLU-No.2株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム	添加物	厚生労働省	2009/8/31	食品安全基本法第24条第1項第14号	添加物の安全性審査	2009/11/5	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 組換えDNA技術を活用した添加物に該当しない旨通知
遺伝子組換え食品等		PHE-No.2株を利用して生産されたL-フェニルアラニン	添加物	厚生労働省	2009/8/31	食品安全基本法第24条第1項第14号	添加物の安全性審査	2009/11/5	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 組換えDNA技術を活用した添加物に該当しない旨通知
遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統	食用	厚生労働省	2008/2/25	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2009/11/5	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		ARG-No.2株を利用して生産されたL-アールギニン	食用	厚生労働省	2009/8/31	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2009/12/3	安全性が確認され、改めての評価が必要ない。	A 組換えDNA技術を活用した添加物に該当しない旨通知
遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種	食用	厚生労働省	2009/12/1	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2010/1/7	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25系統を掛け合わせた品種	食用	厚生労働省	2009/12/1	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2010/1/7	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(DP-356043-5)	食用	厚生労働省	2007/8/20	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2010/1/28	健康を損なうおそれはない。	A
遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種	食用	厚生労働省	2010/1/19	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2010/2/18	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1	食用	厚生労働省	2009/4/28	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2010/3/11	健康を損なうおそれはない。	A 安全性審査の手続きを終えた旨公表

遺伝子組換え食品等に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	
遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	食用	厚生労働省	2010/2/23	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2022/3/18	改めて安全性の確認を必要とするものではない。	A	安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等	○	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統	食用	厚生労働省	2006/1/26	食品安全基本法第24条第1項第14号	食品の安全性審査	2009/7/9	健康を損なうおそれはない。	G	
遺伝子組換え食品等		除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統	飼料用	農林水産省	2009/1/9	食品安全基本法第24条第1項第14号	飼料の安全性審査	2009/10/22	畜産物の安全上の問題はない	A	安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統	飼料用	農林水産省	2008/2/25	食品安全基本法第24条第1項第14号	飼料の安全性審査	2009/11/12	畜産物の安全上の問題はない	A	安全性審査の手続きを終えた旨公表
遺伝子組換え食品等		高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1	飼料用	農林水産省	2009/4/28	食品安全基本法第24条第1項第14号	飼料の安全性審査	2010/3/18	畜産物の安全上の問題はない	A	安全性審査の手続きを終えた旨公表

新開発食品に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的※	評価結果通知	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況
新開発食品	○	ヘルシアコーヒー 無糖ブラック	血圧が高めの人に適する旨の特定保健の目的とする	厚生労働省	2007/7/18	食品安全基本法第24条第1項第14号	a	2009/8/27	提出された資料の範囲においては安全性に問題はない。注意喚起表示の必要性有り。	A 特定保健用食品の表示許可 注意喚起表示を実施
新開発食品	○	ヘルシアコーヒー マイルドミルク	血圧が高めの人に適する旨の特定保健の目的とする	厚生労働省	2007/7/18	食品安全基本法第24条第1項第14号	a	2009/8/27	提出された資料の範囲においては安全性に問題はない。注意喚起表示の必要性有り。	A 特定保健用食品の表示許可 注意喚起表示を実施
新開発食品	○	麦の葉うまれの食物繊維	お腹の調子が気になる人に適する旨の特定保健の目的とする	厚生労働省	2007/4/23	食品安全基本法第24条第1項第14号	a	2009/8/27	提出された資料の範囲においては安全性に問題はない。注意喚起表示の必要性有り。	A 特定保健用食品の表示許可 注意喚起表示を実施
新開発食品	○	ガイオ タガトース	血糖値が気になり始めた人が気になる人に適する旨の特定保健の目的とする	厚生労働省	2003/10/28	食品安全基本法第24条第1項第14号	a	2006/6/8	提出された資料の範囲においては安全性に問題はない。注意喚起表示の必要性を検討すべき。	G 申請者への指導中

※ 1ページ目の一覧表の「新開発食品」の欄の分類に対応。

肥料・飼料等に関する施策の実施状況

平成22年9月30日時点

評価品目の分類	継続	物質名等	用途	評価要請機関	評価要請日	根拠規定	評価目的	評価結果通知日	ADI	評価結果概要等	リスク管理機関における対応状況	暫定基準等
肥料・飼料等		オラキンドックス	抗菌剤	厚生労働省	2008/3/11	食品安全基本法第24条第2項	飼料添加物の食品中の残留基準	2009/10/1		ADIを設定することは適当でない	E	暫定基準あり
肥料・飼料等	○	ノシヘブタイド	抗菌剤	厚生労働省	2008/9/12	食品安全基本法第24条第2項	飼料添加物の食品中の残留基準	2009/6/25	○	0.18 μ g/kg 体重/日	A	TMDI/ADI比:17.1%-45.2%
肥料・飼料等	○	コリスチン	抗菌剤	厚生労働省	2007/3/5	食品安全基本法第24条第2項	飼料添加物の食品中の残留基準	2008/1/24	○	0.004mg/kg 体重/日	C	暫定基準あり